

企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 2 月 22 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 6 号

企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第 4 条 企業長が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める指定職の職務にある者相当額とする。	(費用弁償) 第 4 条 企業長が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号） <u>（日額旅費並びに内国旅行の場合の日当及び食卓料に関する規定を除く。）</u> に定める指定職の職務にある者相当額とする。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 証人等の実費弁償に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(実費弁償) 第 2 条 (略) 2 前項の規定による実費弁償（企業長が特別の事情があると認める場合に係るものを除く。）の額は、企業長が定める企業団に勤務する一般職に属する職員に対して支給する旅費の額相当額 <u>（内国旅行にあっては、当該旅費の額のうち日当の額相当額を除いた額）</u> とする。ただし、企業長が定める内国旅行にあっては、企業長が定める場合を除き、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める6級以下3級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。 3・4 (略)	(実費弁償) 第 2 条 (略) 2 前項の規定による実費弁償（企業長が特別の事情があると認める場合に係るものを除く。）の額は、企業長が定める企業団に勤務する一般職に属する職員に対して支給する旅費の額相当額とする。ただし、企業長が定める内国旅行にあっては、企業長が定める場合を除き、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める6級以下3級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。 3・4 (略)

（大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償） 第4条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める指定職の職務にある者相当額とする。	（費用弁償） 第4条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号） <u>（日額旅費並びに内国旅行の場合の日当及び食卓料に関する規定を除く。）</u> に定める指定職の職務にある者相当額とする。

（大阪広域水道企業団監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第4条 大阪広域水道企業団監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償） 第4条 監査委員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める指定職の職務にある者相当額とする。	（費用弁償） 第4条 監査委員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号） <u>（日額旅費並びに内国旅行の場合の日当及び食卓料に関する規定を除く。）</u> に定める指定職の職務にある者相当額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。